

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和7年度第1回松阪市国民健康保険運営協議会
2. 開 催 日 時	令和7年7月24日(木) 午後2時～午後3時10分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 2 階 市議会棟 第3・4 委員会室
4. 出席者氏名	(委 員) 廣本知律、濱田迪夫、鈴木和美、小泉かつ子、◎平岡直人、林毅、櫻井正樹、西村充功、安岡幹根、阪本幸生、保田正人、濱田壽々子、長谷川裕実、岩崎静江、篠原由紀子 (◎議長) (事務局) 岡田康税務担当理事、西光一収納担当参事兼収納課長、大西学保険健康担当理事、松田和義保険年金担当参事、田島栄子健康づくり課長、高口直記嬉野地域振興局地域住民課長、野口友美三雲地域振興局地域住民課長、鈴木由紀子飯南地域振興局地域住民課長、池田朱美飯高地域振興局地域住民課長、服部隆典保険年金課長、豊田将史国民健康保険係長、高尾有一郎国民健康保険係主任
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	1名
7. 担 当	松阪市健康福祉部保険年金課 国民健康保険係 TEL 0598-53-4043 FAX 0598-26-9113 e-mail hok.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

議 題

- (1) 令和6年度国民健康保険事業の決算見込みについて
- (2) 令和6年度特定健康診査結果報告について
- (3) 松阪市国民健康保険「データヘルス計画」について
- (4) その他

議事録

別紙

令和7年度 第1回松阪市国民健康保険運営協議会 議事録

日時 令和7年7月24日(木)

午後2時00分～

場所 議会棟 第3・第4委員会室

○出席した委員(15名) 敬称略

廣本知律、濱田迪夫、鈴木和美、小泉かつ子、平岡直人、林 毅、櫻井正樹、西村充功、安岡幹根、阪本幸生、保田正人、濱田壽々子、長谷川裕実、岩崎静江、篠原由紀子

○議事進行のため出席した職員

近田雄一副市長、岡田康税務担当理事、西光一収納担当参事、大西学保険健康担当理事、田島栄子健康づくり課長、高口直記嬉野地域振興局地域住民課長、野口友美三雲地域振興局地域住民課長、鈴木由紀子飯南地域振興局地域住民課長、池田朱美飯高地域振興局地域住民課長、松田和義保険年金担当参事、服部隆典保険年金課長、豊田将史国民健康保険係長、高尾有一郎国民健康保険係主任

○協議事項

議題

- (1) 令和6年度国民健康保険事業の決算見込みについて
- (2) 令和6年度特定健康診査結果報告について
- (3) 松阪市国民健康保険「データヘルス計画」について
- (4) その他

(事務局)(服部課長)

皆様、本日は、ご多忙の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

それでは、ただいまより、令和7年度第1回松阪市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

まず、開会にあたりまして、保険者を代表して、近田副市長よりご挨拶申し上げます。

(副市長)

本日は、公私共にご多用の中、また大変お暑い中、令和7年度第1回国民健康保険運営協議会にご出席を賜りありがとうございます。皆様方には、日頃より松阪市の発展をはじめ、国民健康保険の円滑な運営に深いご理解とご協力をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本市では、令和6年3月に「第3期データヘルス計画」及び「第4期特定健康診査等実施計画」を策定いただき、現在はこの計画に基づき、特定健診、特定保健指導及びがん検診等の受診率の向上に向けた取り組みや、糖尿病性腎症重症化予防事業など、市民の皆様の健康の維持・向上に努めているところでございます。

本日は、このあと、令和6年度松阪市国民健康保険事業特別会計の決算見込みや、特定健康診査結果報告、データヘルス計画の取り組み結果などについて事務局より説明をさせていただきます。委員の皆様におかれましては、様々な視点からご意見、ご質問をお寄せいただきますようよろしくお願いいたします。

国民健康保険事業を取り巻く環境は、被保険者数の減少に伴う保険税の減収、高齢化による医療費の1人当たりの増大など大変厳しい状況でございますが、被保険者の皆様が、今後も安心して医療を受けられるような国民健康保険の運営に一層の努力をしまっている所存でございますので、委員の皆様方におかれましても、引き続きご支援、お力添えを賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)(服部課長)

ありがとうございました。近田副市長はこの後、公務がございますので、退席させていただきます。

本日の運営協議会は今年度第1回目でありますので、委員の皆様のお名前を事務局からご紹介させていただきます。

まず、公益代表といたしまして、松阪市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長 廣本知律様、第二地区民生委員児童委員協議会 会長 濱田迪夫様、みえなか農業協同組合 総務部人事教育課 課長代理 加藤 雄平様、加藤様は残念ながら本日もご欠席でございます。松阪商工会議所 総務課主幹 鈴木和美様、松阪市食生活改善推進協議会 会長 小泉かつ子様。

次に、保険医・薬剤師代表といたしまして、松阪地区医師会 会長 平岡直人様、松阪地区医師会 理事 林毅様、松阪市民病院 名誉院長 櫻井正樹様、松阪地区歯科医師会 会長 西村充功様、松阪地区薬剤師会 副会長 安岡幹根様。

次に、被用者保険代表といたしまして、全国健康保険協会 三重支部企画総務グループ長 阪本幸生様、健康保険組合連合会 三重連合会常務理事 保田正人様。

最後に、被保険者代表といたしまして、鈴木政博様、鈴木様も残念ながら本日はご欠席でございます。濱田壽々子様、長谷川裕実様、岩崎静江様、篠原由紀子様

以上17名の皆様でございます。よろしくお願いいたします。

次に、事務局を紹介させていただきます。

岡田税務担当理事、西収納担当参事兼収納課長、大西保険健康担当理事、松田保険年金担当参事、田島健康づくり課長、高口嬉野地域振興局地域住民課長、野口三雲地域振興局地域住民課長、鈴木飯南地域振興局地域住民課長、池田飯高地域振興局地域住民課長、豊田国民健康保険係長、高尾国民健康保険係主任、そして

私、保険年金課長の服部でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

本日の運営協議会は、委員17名中15名の出席を頂いております。運営協議会規則第4条により、出席者が過半数を超えておりますので、本協議会が成立したことをご報告いたします。

次に、会長の選出でございますが、どのようにお取り計らいをすればよろしいでしょうか。

(委 員)

事務局一任でいかがでしょうか。

(事務局)(服部課長)

「事務局一任」のお声をいただきました。事務局といたしましては、会長に平岡直人様を指名いたしたいと思っております。ご承認いただける方は拍手をお願いいたします。

ありがとうございます。拍手、全員により、会長は平岡直人(ひらおか なおと)様に決定をさせていただきます。

運営協議会規則第5条により、議長は会長が当たることとなっておりますので、平岡会長は議長席へお移りいただきますようお願いいたします。

それでは、平岡会長、就任のご挨拶と議事進行につきまして、よろしくお願いいたします。

(議 長)

皆さま、こんにちは。本当に暑い中ご出席をいただきありがとうございます。それでは令和7年度第1回松阪市国民健康保険運営協議会の議事を進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の議事録署名委員につきましては、濱田迪夫委員と保田正人委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議題(1)令和6年度国民健康保険事業の決算見込みにつきまして事務局より説明願います。

(事務局)(豊田係長)

それでは、議題(1)の令和6年度国民健康保険事業の決算見込みについて、主な項目をご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

1 ページの決算状況ですが、まず表の左側の歳入につきまして、ご説明をさせていただきます。

1 の国民健康保険税は 27 億 9,349 万 2,491 円で、前年度と比較しますと、8,739 万 5,129 円の減、率にして 3.03%の減となりました。2025年問題と言われ

る団塊の世代が全員75歳以上となり、被保険者数が減少し、税収入も年々減少しております。

保険税の収納率につきましては、2ページの中段、上の表「保険税の状況」をご覧ください。

現年課税分の収納率は92.19%、前年度と比較しますと0.38ポイントの減、滞納繰越分の収納率は、21.40%で、前年度と比較しますと1.50ポイントの増、全体の収納率は、73.39%となっております。

もう一度、1ページへお戻りください。

次に、3の県支出金111億8,530万4,549円は、内訳としまして、1 特定健康診査等負担金5,083万4千円と、2 保険給付費等交付金111億3,447万549円でございます。

1は、特定健診・特定保健指導に対する補助金で、2は、国民健康保険の県一元化により、保険給付費が県から市町へ交付金として支払われることになったものでございます。

次に、5の繰入金15億7,395万5,668円は、松阪市の一般会計からの繰入金12億9,235万6,668円と、国民健康保険支払準備基金からの繰入金2億8,159万9千円で、内訳につきましては、A3判サイズ半折りの参考資料1をご覧ください。

表の左側半分が歳入科目ですが、真ん中あたり科目5の繰入金の決算見込額(B)欄をご覧ください。

繰入金15億7,395万5,668円の内、松阪市の一般会計からの繰入金の内訳でございますが、

まず、保険基盤安定繰入金(保険料軽減分)4億9,907万490円は、保険税軽減分でございます。

次に、保険基盤安定繰入金(保険者支援分)2億8,517万8,276円は、低所得者数に応じた保険者支援分による繰入金でございます。

次に、未就学児均等割保険料繰入金560万3,988円は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る均等割保険料についてその5割を公費により軽減することに対する繰入れでございます。

次に、産前産後保険料繰入金170万2,914円は、子育て世代の負担軽減、次世代育成支援の観点から、令和6年1月より、出産をされる方の産前産後期間相当分の国民健康保険税を免除することに対する繰入れでございます。

次に、職員給与費等繰入金1億9,465万6千円は、国民健康保険事業職員の人件費等に対する繰入れでございます。

次に、出産育児一時金等繰入金2,400万円は、被保険者の出産育児一時金の支給に対して3分の2を繰入れているものでございます。

次に、財政安定化支援繰入金1億5,164万4千円は、国保財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するための繰入れでございます。

次に、その他繰入金1億3,050万千円は、一般管理経費、徴税費等に係る繰入

れでございます。

資料 1 の 1 ページにお戻りください。

続きまして、6 の繰越金 5 億 2,653 万 391 円は、令和 5 年度の余剰金でございます。

次に、7 の諸収入 6,755 万 3,672 円は、主に国民健康保険税延滞金、及び第三者納付金でございます。

最後に、8 の国庫支出金 1,011 万 2 千円は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化へ対応するための市町村事務処理標準システムの改修費用等 371 万 2 千円、またマイナ保険証の運用に先立ち個人番号が正確にオンライン資格確認等システムに登録されていることを周知するための通知作業等 640 万円に対する財政支援であります。しかしながら、この補助金は令和 6 年度のための支援です。

歳入合計は、161 億 5,887 万 8,570 円で、前年度と比較しますと 6 億 2,596 万 6,620 円の減、率にして 3.73%の減となっております。

続きまして歳出をご説明させていただきます。

歳出につきましては、1 ページの表の右半分にも記載していますが、詳細について、2 ページ以降に記載していますので、「総務費」と二重四角で囲んであるところから説明をさせていただきます。

まず、総務費の総務管理費 3 億 1,366 万 1,562 円は、国民健康保険事業に係る人件費及び保険税の賦課通知・委託料・共同電算処理手数料等の一般事務経費でございます。

次に、徴税費 399 万 5,573 円は、保険税の徴収等に係る経費並びに金融機関口座振替、コンビニ収納取扱およびクレジット決済代行サービスに対する保険税の振替手数料等でございます。

3 ページをお願いします。

二重四角で囲んだ保険給付費 108 億 8,690 万 2,104 円は、前年度と比較しますと 5 億 9,371 万 3,533 円の減で、率にして、5.17%の減となっております。

内訳としまして、療養諸費 93 億 5,340 万 5,041 円は、療養給付費、療養費、審査支払手数料で、被保険者の療養の給付に対して、国民健康保険団体連合会を通じて保険医療機関等へ支払う費用でございます。

次に、高額療養費 14 億 9,837 万 3,253 円は、被保険者が受けた療養に係る自己負担額が一定額を超えた時、その超えた額を保険給付するものでございます。

次に、出産育児諸費 2,487 万 3,810 円は、被保険者の出産 50 件分に対する出産育児一時金等の費用でございます。

次に、葬祭諸費 1,025 万円は、被保険者の死亡 205 件分に対する葬祭費でございます。

次に、国民健康保険事業費納付金 42 億 3,379 万 3,807 円は、国民健康保険県一元化に際し、県が市町の保険給付費をまかなう財源として、県全体の保険給付費の必要額を見込み、市町ごとの所得水準や医療費水準等を考慮して額を決定し、

市町が納付金として県に支払うものでございます。

4 ページをお願いします。

保健事業費 1 億 5,007 万 9,260 円のうち、特定健康診査等事業費 1 億 3,719 万 662 円は、平成 20 年 4 月から各医療保険者に義務化されました特定健診・特定保健指導の実施に伴う費用でございます。

次に、保健衛生普及費 1,288 万 8,598 円は、被保険者の健康の保持増進に関する指導事業等に要する費用でございます。

次に、諸支出金 1 億 1,532 万 2,274 円のうち 1 億 1,485 万 6,474 円は令和 5 年度に国、県から交付された療養給付費等負担金等の交付額が確定したことにより、超過交付分を返還する、各種返還金等です。残りの 46 万 5,800 円は、支払準備基金への積立金であります。

1 ページにお戻りください。

表の右側下の方、歳出合計ですが、

歳出合計は、157 億 393 万 6,580 円で、前年度と比較しますと 5 億 5,437 万 8,219 円の減で、率にして、3.41%の減となっております。

表の一番下の歳入歳出差引額である実質収支額 4 億 5,494 万 1,990 円は、次年度へ繰り越しをさせていただくものでございます。

国民健康保険の財政運営につきましては、被保険者の減少による税収の減、予測しがたい感染症等の影響による医療費の動向や、伸び続ける高齢者の医療費等、不安定要素は数多くあり、今後も厳しい状況が続くと思われます。国民健康保険が持続可能で安定した運営ができるように、市といたしましても今後も収納率向上と医療費の上昇を抑制する努力をしていかなければならないと考えております。

以上で、令和 6 年度 国民健康保険事業の決算見込みについての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。これより委員の皆様からご質問、ご意見を頂戴いたしたいと思っております。

(委 員)

それでは 2 点質問をさせていただきたいと思っております。1 点は、歳出の保険給付費が前年度比較して減少した理由と、もう 1 点は国保財政の見通しについてお聞きしたいと思います。保険給付費ですが先程の説明で、前年度比較で 5 億 9 千万円、率にして 5.17%の減となっています。冒頭に説明があった被保険者数の減が主な要因であると思われますが、一人当たり医療費は、前年度比較でどのような状況でしょうか。

また、昨年末から年明けにかけて、インフルエンザが流行したと記憶していますが、どのような影響があったのか、市として、医療費の動向についてどのように分析され

ているのかお聞きします。

それともう1点、国保財政の見通しですが、先ほどの説明の中で今後も厳しい状況が続く中で国保財政の安定した運営を目指していきたい旨の説明がありました。長期的な財政運営で欠かせないのが、支払準備基金の活用だと思いますが、この基金の前年度からの動向、残高を教えてくださいたいと思います。

(事務局)(服部課長)

廣本委員がおっしゃられるように保健給付費は、昨年度と比較して5億9千万円、率にして5.17%の減となっています。被保険者数につきましては、令和6年度平均は28,764人で前年度と比較して1,556人の減となります。令和6年度の一人当たりの医療費は県の国民健康保険団体連合会から、まだ発表されておりませんが、療養給付費から推算しますと前年度と同程度になると推測しております。

次に、昨年末のインフルエンザの流行についてですが、11月頃から流行し、年末には過去最大に迫る勢いとなっていたと思います。同時にコロナも流行していたこともあり、また被保険者の高齢化による診療回数の増加や診療価格の上昇など様々な要因が考えられますが、インフルエンザの流行も少なからず医療費にも影響はあったのかと思われます。

そして、2点目の支払準備基金の動向でございますが、令和5年度末で約16億7千万円ありましたが、約2億8千万円の取り崩しを行い、令和6年度末の残高は、約13億9,500万となっております。

(委員)

令和6年度は、基金から2億8千万の取崩しで、残高は13億9,500万円との説明をいただきました。令和7年度予算も基金の繰り入れを見込して予算を組んでいるかと思います。様々な医療費の削減をデータヘルス計画に基づいて実施されていますが、すぐに医療費の削減は難しいと思いますが、令和6年度の決算、被保険者数の推移、高齢化を見据えまして今後の国保財政の見通しをどのように考えておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

(事務局)(服部課長)

今後の国保財政の見通しですが、令和6年度の繰入金を除いた実質単年度収支は3億5千万円ほどのマイナスとなりましたが、支払準備基金を有効活用させていただくことにより、安定した国民健康保険運営をさせていただいております。

まだ、基金残高がある程度残っているとはいえ、健全な国保財政を行っていけるように、収納率の向上と医療費の上昇を抑制する努力をしていきながら、国保財政の動向には注視していきたいと思います。

(議 長)

他の委員よりご質問、ご意見ありませんか。

ご質問、ご意見がないようですので、議題(1)、令和6年度松阪市国民健康保険事業の決算見込みについて、ご承認していただける方は挙手をお願いします。

ありがとうございました。

挙手多数により、議題(1)令和6年度松阪市国民健康保険事業の決算見込みについては承認されました。

それでは、次に議題(2)令和6年度特定健康診査結果報告について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)(豊田係長)

それでは、議題(2)の令和 6 年度特定健康診査結果報告についてご説明をさせていただきます。

特定健康診査は、生活習慣病にかかる人や、それに移行する前段階の、メタボリックシンドロームの人数が増加していることから、生活習慣病の予防を積極的に進めるために、平成 20 年度から各医療保険者に、実施が義務付けられたものでございます。

令和 6 年度の特定健康診査は、40 歳から 74 歳までの方を対象に、令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日まで、受診期間を延長して実施させていただきました。期間延長は、松阪地区医師会 様のご協力の下、令和 5 年度に続き、当初の11月30日から2ヶ月間、延長をしております。

資料 2 をご覧ください。

まず、特定健康診査受診状況についてでございます。

1)「受診者数および受診率」でございますが、令和 6 年度の対象者数 22,850 人に対して、受診者数は 9,385 人でした。受診率は、41.1%です。

令和 5 年度との比較は、増減欄をご覧ください。

対象者数は 1,249 人の減、受診者数は、399 人の減となりますが、受診率は 0.5 ポイントの増となりました。

この表の一番下の法定報告による受診率でございますが、法定報告とは、法律に基づき保険者が報告する数値で、こちらは対象年度の 1 年間通じて国保に加入している者が対象で、その対象者の中での受診率になります。

次に 2)メタボリックシンドローム判定でございます。

表の下から 2 行目の令和 6 年度の合計でございますが、メタボリックシンドロームに該当した方は、受診者全員 9,385 人の内 2,100 人、率にして 22.4%です。

予備群に該当した方は、955 人で 10.2%、非該当の方は 6,330 人で 67.4%です。昨年度との比較は、メタボリックシンドロームに該当した方は、3 人の増となっております。

次に 3)特定保健指導でございますが、令和 6 年度 動機付け支援対象者の合計は 508 人、利用者が 111 人、利用率は 21.9%でした。

また、積極的支援の対象者は150人、利用者は17人で、利用率は11.3%でした。

特定健診におきましては、令和6年度の受診率は5年度に比べ若干ですが増加いたしました。当年度も受診期間を延長していただくなど、医師会の先生方をはじめ、関係者の皆様のご理解とご協力があり、40%台の受診率を維持できたと思っております。本当にありがとうございました。

既に令和7年度の健診も始まっており、私どもといたしましても、あらゆる機会を通じて啓発、周知に努めて参りたいと思っております。

以上、令和6年度 特定健康診査結果報告の説明とさせていただきます。

(議 長)

事務局の説明が終わりました。委員の皆様ご質問はございませんか。

私から一言、良いですか。7月1日から特定健診の受診が始まっていますが、実際、受診券が7月1日に届かない市民が少々いました。例年のことではあるのですが。医療機関にも寄りますが予約で健診をしている医療機関が多いのですが、実際、受診券が届くのが直前で、中には7月になってからという方もいて、暑い中で検査を受診していただくのですが、スタートが遅れると困ったことになり、11月がピークとなり、一気に受診に訪れます。受診券が届かないことに対策はありますか。

(事務局)(服部課長)

7月1日に受診券が届かなかった事例は把握しています。受診券の印刷については国保連合会と松阪市との委託契約によるものでございます。国保連合会に改めてスケジュールを確認いたしましたところ、かなりタイトなスケジュールをしています。

ただし、7月1日には到着すべきものと考えますので、国保連合会へは次年度はもう少し早く納品いただけるように要望いたしましたし、松阪市としても7月1日に到着するように改善を検討したいと考えております。

(議 長)

ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願いいたします。

その他に委員の方からご質問、ご意見ありませんでしょうか。ないようですので、議題(2)令和6年度特定健康診査結果報告につきましては、これで終了とさせていただきます。

それでは、議題(3)データヘルス計画について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)(豊田係長)

それでは、議題(3)の松阪市国民健康保険「データヘルス計画」についてご説明をさせていただきます。

これは、平成28年3月に策定した第1期データヘルス計画を踏まえ、平成30年3月に新たに第2期データヘルス計画を策定し、そして、令和6年度からは、被保険

者の健康保持増進と、医療費の抑制に効果があると思われる 9 項目の事業を盛り込んだ新たな第 3 期データヘルス計画を実施しております。

資料 3 の「令和6年度データヘルス計画事業別 評価」をご覧ください。

資料に沿って、各々の事業の令和6年度の評価と、それに基づく令和7年度の対応策についてご説明をさせていただきます。

1ページは「特定健康診査未受診者対策事業」でございます。まず概要ですが、第4期松阪市特定健康診査等実施計画に基づき、受診率向上に向けた取り組みを推進するものです。

実施内容としましては、自己負担額の無料化、特定健康診査の周知・啓発、未受診者へ勧奨通知の送付、若年層の受診率向上のため40歳到達者および40歳前対象者への受診勧奨案内通知の送付などを実施します。

C の Check 欄は令和6年度の評価ですが、どのようにどれだけ実施をしたかと言いますと、プロセスとアウトプットの欄をご覧ください。

プロセス、過程としては、受診者の多くは、期間の途中である 10、11 月に集中するため、6年度においても7月受診者からカテキン緑茶を進呈することにより、早期受診を促しました。また、9月には、未受診者1万 9,361 人、11 月には、未受診者 1 万 6,441 人に勧奨通知を送付、翌 1 月末までの期間延長の周知をいたしました。

また、新たな取り組みとして令和6年5月に40歳到達者 235 人へ、令和7年3月に40 歳前対象者 212 人へそれぞれ受診案内通知を送付いたしました。

アウトカム、結果としましては、受診率 41.1%で、前年度と比べると 0.5 ポイント増加いたしました。目標値には至りませんでした。

A の Act 欄、対応策ですが、令和7年度の対応策としましては、早期受診促進の取り組みを、今後も継続していくこととし、未受診者に対する勧奨通知については、対象者を分類した上でそれぞれに適した内容で通知を行うことといたします。具体的には、過去3年間の特定健診の受診状況、その健診結果、生活習慣病により医療機関受診の有無等により6分類以上といたします。

今後もよりよい周知・啓発を検討し、実施していきたいと考えております。

次に2ページの「特定保健指導事業」でございますが、事業概要は、特定健診と同様、令和6年度は第4期松阪市特定健康診査等 実施計画に基づき、実施率向上に向けた取り組みを推進するものです。

実施内容としましては、特定健康診査結果から対象者を抽出し、ナッジ理論を活用した利用勧奨チラシ、体組成等の測定が無料でできるプレミアムチケットを、同封した利用勧奨と電話勧奨を行いました。保健指導は個別指導、集団指導、食事コースを3回・運動コースを1回を実施しています。特に集団指導の食事コースでは、企業と連携を行い利用者が楽しみながら栄養バランス測定ができる機材を活用させていただき、実施することができました。

アウトプットですが、動機付け支援 111 人、積極的支援 17 人、合計 128 人に支援をさせていただきましたが、実施率は、19.5%と目標には至りませんでした。

令和7年度の対応策としましては、引き続き個別指導のプレミアム測定の実施、集団指導の食事コースでは、引き続き調理実習を実施し、また企業連携により、野菜充足度測定を実施し、保健指導内容の充実や利用率向上を図りたいと思います。

集団指導の運動コースでは、健康運動指導士による運動実習を予定しております。今年度も引き続き個別指導、集団指導ともに、申し込みの利便性を考え、web 予約ができるようにします。

次に3ページの「糖尿病性腎症重症化予防事業」ですが、特定健診結果及びレセプトから、糖尿病及び糖尿病性腎症 重症化の予防が必要と思われる方に対し、かかりつけ医等関係機関と連携し、受診勧奨・保健指導を実施することにより、糖尿病への進展や、腎不全・人工透析への移行を防止、又は遅らせることを目的とするものです。

実施内容は、特定健診の結果からハイリスク者、治療中断・未治療者・健診未受診者を抽出し、医療機関への受診勧奨、及び保健指導を行い、生活習慣病の改善を図り、重症化を予防するものです。

アウトプットですが、令和6年度は、治療中断・未受診者 121 人と、健診未受診者 14 人の合計 135 人に対して、6月下旬に受診勧奨通知を送付しました。また、令和4 年度からかかりつけ医の先生方と連携し、保健師・管理栄養士による保健指導を開始しました。6年度は91人に対して 7 月上旬に保健指導利用通知を送付しました。

アウトカムですが、受診勧奨対象者の受診者数が 25 人、受診率 20.7%、保健指導対象者の実施者数は 11 人、実施率は 12.1%でした。

次に4ページの「重複・頻回受診者、重複・多剤服薬者の適正受診指導事業」ですが、概要は、医療機関受診において、同一診療科を重複または、頻回受診している被保険者および重複多剤服薬者に対し、必要な保健指導を行うことにより、受診者の健康の保持と、早期回復を目指すとともに、医療費の適正化を図るものです。

実施内容は、レセプトデータから、重複や頻回受診者、重複多剤服薬者を、抽出・選定し、文書等で指導を実施するものです。

令和6年度は、レセプトデータをもとに、対象者の選定、絞り込みをし、重複・頻回受診対象者を 1 名、重複・多剤服薬対象者を 23 名抽出しましたが、受診指導までには至りませんでした。

令和7年度からは対象者への通知を早期に行い 1 名でも多くの対象者に対しての受診指導を行うことを目標に、事業を実施していきたいと考えています。

次に、5ページの「後発医薬品使用促進 事業」ですが、概要は、先発品と同等の効果を持ち、かつ安価であるジェネリック医薬品の使用を促進するものです。

実施内容としましては、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、軽減できる自己負担額の差額を、年2回通知するものです。

また、8月の保険証更新時には、啓発内容を掲載した、国保手帳やジェネリック医薬品希望シールを、同時に送付することで、啓発を行うものです。

プロセス、アウトプットとしましては、差額通知を8月に 273 人、2月に 175 人に送

付しました。

アウトカム結果は、令和7年3月現在で、ジェネリック医薬品の数量シェアは86.2%で、国の目標値でもある80%を達成しております。

令和7年度も、数値シェア80%以上を目標に、同様の啓発を行っていきます。

次に6ページの「がん予防の普及・啓発事業」でございますが、概要は、がんの早期発見、早期治療に向け、がんの病態や予防について啓発し、がん検診の受診率向上に向け取り組みを推進するものでございます。

令和6年度の実施内容としましては、受診率向上の取り組みとして、職場等で検診を受ける機会のない方に対しての、がん検診受診券 発行意向調査の継続、集団検診のインターネット予約受付の実施、がん検診の周知・啓発をしました。女性が受けやすい体制整備として、休日検診、託児付き検診の実施、未受診者へ受診勧奨通知の郵送、出前講座の実施、ピンクリボン月間での、日曜検診やイベントの実施などです。

アウトカムで、がん検診受診率ですが、胃がん検診が10.7%、肺がん検診が7.6%、大腸がん検診が8.0%、乳がんマンモ検診が17.6%、子宮頸がん検診が13.3%でした。

受診率は、前年度より乳がん、子宮頸がんについては上昇しており、令和7年度につきましても「がん検診受診券発行意向調査」、「ナッジ理論を取り入れた受診勧奨」等の取り組みにより、がんの早期発見治療に向けての取り組みを進めてまいります。

次に8ページの「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」でございますが、これまでは75歳という年齢基準により保険事業の実施主体が、市町村等から後期高齢者医療広域連合に変更となり保健事業が途切れてしまう課題がありました。計画では、糖尿病及び糖尿病性腎症の重症化予防が必要と思われる被保険者に対し、後期高齢者医療保険に移行しても、引き続き保健指導等を行い、腎不全、人工透析への移行を防止、または遅らせることを目的とし、令和7年度より新たに実施するものです。

令和7年度は、アウトプットですが、3ページの「糖尿病性腎症重症化予防事業」の中で、今年度75歳を迎える方で、この一体的な実施事業で対象とした地区にお住いの保健指導対象者5名を抽出し、案内通知を発送しました。目標として、初めての試みでもありますので保健指導実施者数を1名以上といたしました。

次に9ページの「CKD(慢性腎臓病)予防事業」でございますが、重症化リスクの高い方に対し医療機関への受診をすすめ慢性腎臓病の予防を図るものです。

実施内容は、尿蛋白+以上で、eGFR 値30以上60未満の方を対象とし、受診勧奨通知を郵送しかかりつけ医等への受診を促す一方で、希望者に保健師及び管理栄養士が個別に健康相談を行います。また、受診勧奨後のレセプトデータを確認し、効果を検証するものです。

令和6年度のアウトプットですが、対象者67名に対して受診勧奨通知を送付し、レセプトの確認により、そのうち、32名が医療機関を受診しています。受診率は

47.8%となります。また、保健指導利用者は5名となり、保健師・管理栄養士による面談を実施しました。

最後に、10 ページの「COPD（慢性閉塞性肺疾患）予防事業」でございますが、広く市民へ COPD 予防の重要性について啓発し、COPD の認知度を高め、予防するためのアプローチを行うとともに、医療費の伸びの抑制を図るものです。

実施内容は、市民病院と調整し各住民自治協議会での健康講座を実施し、COPDの病態について周知、予防方法や早期発見の大切さを啓発、また、COPDの予備群をチェックリストや、呼吸機能検査で早期発見するものです。

令和6年度は、アウトプットとしての健康講座ですが、松阪市民病院に講師を依頼し、飯南地区で1回18名の方に、ご参加をいただき実施いたしました。

以上、松阪市国民健康保険「データヘルス計画」についての説明とさせていただきます。

（議 長）

委員の皆様ご意見、ご質問はございませんか。

私から質問ですが、松阪地区の糖尿病、前段階の疑い例は、高率だと思いますが、三重県内の他地域と比較して多いと認識されていますか。過去のデータでそのようなことがあったと思いますので確認いただいて、この地域で特徴があるのであれば、何に重点を置くか絞られてくるかと思います。COPD については、市民病院の先生が熱心でデータヘルス計画の内容があるのですが、市内にある腎臓病内科の医師が7名以上いる医療機関があり強い味方がいるというのもこの地域の強みを生かして健診を考えていただいても良いかと思います。

最後に1点、ピロリ菌の健診は7年目になるかと思いますが、松阪市の中学校3年生で希望されない方は除いて全員、ピロリ菌健診を実施しています。陽性となれば除菌していくということを、松阪市と協力して地区医師会が行っています。子が陽性であれば、親御さんも陽性が疑われます。ピロリ菌は萎縮性胃炎を引き起こし、日本人の胃がんはほとんど萎縮性胃炎、ピロリ菌の陽性かどうかは胃がんの発生の予測、予防につながる重要なポイントです。この地域で7年間してきているので、他地域に比べ先進的な取り組みですので、特徴ある健診として考えていただければ市民に興味を持っていただけたと思います。

他にご質問やご意見はございませんか。

（委 員）

特定健診やがん検診の受診券をいただくのですが、人間ドッグを受診していて特定健診を受けていない人数がどのくらいいますか。人間ドッグの内容を報告するのは個人情報として抵抗がある方もいるのではないのでしょうか。

(事務局)(豊田係長)

毎年、人間ドック等を受診されていると数名程度から報告はいただきます。特定健診受診率の向上としては報告をいただきたいが、内容の報告に抵抗がある等であれば強くは言えないため、個人個人が自身の健康を意識していただければと思います。

(議長)

ありがとうございます。特定健診は国が定めた1つの健診基準です。民間の人間ドックは特定健診とは違う基準で判断していることもありまして、そちらを念頭に入れて判断していただければと思います。

他にご質問ご意見・ご質問は無いようです。議題(3)データヘルス計画につきましては、これで終了とさせていただきます。

最後に、議題(4)のその他ですが事務局から何かございますか。

(事務局)(豊田係長)

それでは、議題(4)その他でございますが、国民健康保険税の課税限度額の引き上げについてです。

課税限度額とは、保険税の上限額のことでございます。

医療保険制度において保険税負担は、負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保するという観点から、被保険者の保険税負担に、一定の限度を設けることとなっております。

また、課税限度額について、国は負担の公平性を図る観点から、段階的に引き上げを行っています。

そのような中、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布、同年4月1日より施行され、医療分の課税限度額が、1万円、そして支援金分の課税限度額が、2万円引き上げられ、全体の課税限度額が106万円から109万円に変更になりました。

『課税限度額の引き上げ』につきましては、中間所得者世帯に配慮した保険税率を維持しつつ、医療給付費の財源を確保するため、高所得者世帯に、より多く保険税を負担していただくためのものでありますが、高所得の納税者の立場から見れば不利益なものであります。

このようなことを踏まえ、翌年度以降に議会の承認をいただいて条例改正を行っております。資料4の表にありますように、国の令和7年度の基準に合わせて、医療分を1万円引き上げて、66万円とし、そして支援金分を2万円引き上げて、26万円とし、課税限度額を109万円とする条例改正案を来年2月議会定例会に上程し、令和8年4月1日からの施行を予定しております。

国の改定より、1年遅れで、令和5年4月1日から99万円から102万円に、令和6年4月1日から102万円から104万円に、令和7年4月1日より104万円から106万

円に、そして令和8年4月1日より 106 万円から109万円と4年連続での引き上げとなります。

それでは、もう一つの、その他事項について、ご報告をさせていただきます。

子ども・子育て支援金制度についてでございます。詳細は、今後、国より順次通知等が来るものと思いますが、現状は先ほど課税限度額の引き上げでも触れました3つの賦課方式(医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分)に、子ども・子育て支援納付金分が追加され、4つの賦課方式となります。この納付金分についての国の試算では、令和 8 年度から 10 年度にかけて国民健康保険加入者一人当たり250 円から 400 円の増を見込んでおり、これに伴う税率等の条例改正が必要となります。

本日の運営協議会の中ではまだまだ不確かなことも多く、詳細が判明してきた際には、委員の皆様にお示しさせていただくこととなります。

以上、課税限度額と子ども・子育て支援金についてのご説明とさせていただきます。

(議 長)

事務局の説明が終わりました。委員の皆様ご意見、ご質問はございませんか。他に
ご質問ご意見・ご質問は無いようです。

議題(4)その他につきましては、これで終了とさせていただきます。

以上で全ての議題が終了しましたので、議長の任を解かせていただきます。委員
の皆様、ご協力ありがとうございました。

(事務局)

平岡会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和7年度第 1 回松阪市国民健康保険運営協議会
を閉会させていただきます。

委員の皆様、本日はご多忙の中、ご出席いただき、誠にありがとうございました。次
回は12月を予定しております。詳細が決まりましたら通知を送付させていただきます。
お気をつけて、お帰りいただきますよう、お願いいたします。

令和7年7月24日
午後3時10分閉会